

年 月 日

(あて先) 川口市長

氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

住 所 〒

電話番号

特定飼養施設の保守点検に係る計画

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 15 条第 2 項第 5 号に規定される特定飼養施設の保守点検に係る計画については、次のとおりです。

飼養施設所在地	川口市		
特定動物種類		数	
飼養保管の目的	<input type="checkbox"/> 動物園等における展示 <input type="checkbox"/> 試験研究、生物学的製剤・食品・飲料の製造 <input type="checkbox"/> 生業の維持 <input type="checkbox"/> その他 ()		
特定飼養施設の構造	<input type="checkbox"/> おり型施設等 <input type="checkbox"/> 擁壁型施設等 <input type="checkbox"/> 移動用施設 <input type="checkbox"/> 水槽型施設等 <input type="checkbox"/> その他 ()		
1 施設の点検項目及び点検方法	目視により、施設の破損・劣化を1日 回以上確認する。		
2 動物の点検項目及び点検方法	目視により、1日 回以上、 ・施設内に動物がいるかどうか ・動物の健康状態 を確認する。		
3 施設に異常が見られた場合の対応方法	速やかに補修を行うとともに、必要に応じて代替品の準備を行い、法に基づいた必要な手続きを行う。		
4 特定動物の逸走又は人への危害が発生した場合の対応方法	速やかに保健所・警察署・消防署に連絡するとともに、飼い主の責任において捕獲する。負傷者がいる場合には応急処置を行い、救急搬送等適切な処置を行う。		

